

1 0 年 保 存
令和17年3月31日満了

F N o . - 01010801

崎 務 (企) 第 5 1 4 号

令 和 6 年 1 2 月 1 1 日

各 部 長
殿
各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

長崎県警察証明事務取扱要領の制定について（通達）

県警察における警察証明事務の取扱要領については、「長崎県警察証明事務取扱要領の制定について（通達）」（平成28年10月7日付け崎務（企）第379号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところ、この度、長崎県収入証紙が廃止されることから、別添のとおり新たに見出し要領を制定し、令和7年1月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和6年12月31日限りで廃止する。

別添

長崎県警察証明事務取扱要領

1 目的

この要領は、長崎県警察における各種証明（以下「警察証明」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、事務取扱の適正化を図ることを目的とする。

2 警察証明の種類

警察証明は、警察行政に関する事務で、事実であることを証明する事実証明と届出を受理したことを証明する届出受理証明とに大別する。

3 警察証明の除外範囲

警察が証明すべきことが明示されている刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による搜索証明、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定による火薬類運搬証明、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）の規定による協力援助証明、自動車の保管場所の確保等に関する法律昭和37年法律第145号）の規定による自動車の保管場所証明その他の法令に基づく証明は、従来のおり関係法令の規定に基づくものとし、本要領による警察証明の発給対象から除くものとする。

4 基本的心構え

警察証明は、公的な証明力を有していることから、関係者の利害得失に多大な影響を及ぼすものであり、また、不正利用されるおそれもあるので、その取扱いには特に慎重を期すとともに、申請者又はその代理人に対しては親切丁寧に接しつつ、当該事務の取扱いを適正かつ能率的に行い、申請者が不利益を被ることがないように努めなければならない。

5 警察証明の発給者

警察証明の発給者は、警察本部長又は警察署長とする。

6 主管課

(1) 警察証明の事務取扱いに関する主管課は、証明を要する事務の主管課とする。

(2) 主管課は、証明申請の受理及び審査、証明書の交付等の事務を行うものとする。この場合において、主管課のみで証明書の発給に必要な事項を確認することが困難なときは、主管課は関係他課への照会又は調査依頼をすることができるものとする。

7 警察証明の発給

(1) 事実証明

別表第1に掲げる種類及び証明要件に該当する場合又は特別な事情が認められる場合で、次のアからウまでの全てに該当するときは、当該事実に係る証明書を発給するものとする。

ア 証明の必要性があること。

イ 事実確認ができる事項であること。

ウ 警察が当該事実の証明を行うことが適当であること。

(2) 届出受理証明

次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該届出の受理に係る証明書を発給するものとする。

ア 遺失、盗難等の届出に関するものであり、別表第2に掲げる品目、使用目的及び証明書提出先に該当すること。

イ 盗難等の届出に関するものであり、別表第3に掲げる品目、使用目的及び証明書提出先に該当し、かつ、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) 証明を行う官公庁等がなく、申請者がその責によらないで著しい不利益を被ることが明らかであり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であること。

(イ) 警察の証明を求める官公庁において、当該証明がない場合には事務取扱上著しく支障を来すもので、当該官公庁において証明に係る事実の調査を行うことが不適当な特別の事情があり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であること。

ウ その他特別の事情が認められるもので、発給者が証明することを適当と認めること。

8 警察証明の拒否

警察証明については、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、証明書の発給をしないものとする。

(1) 証明申請の内容に個人の秘密に関する記載事項があるとき。

(2) 証明申請の内容に虚偽の記載事項があるとき。

(3) 証明することによって悪用され、又は紛議を生ずるおそれがあると判断される時。

9 警察証明に係る手続

(1) 警察証明の申請については、原則として、主管課において、別記様式第1号の証明申請書により受理するものとする。ただし、遠隔地、入院中（一時外出が可能である場合を除く。）その他の特別の事情がある場合においては、証明申請書の記載事項と同一内容を記載した書面、申請者であることを確認できる資料等を主管課宛てに郵送等させることにより受理することができるものとする。

(2) 代理人による証明申請書の提出があった場合は、委任状等により申請者との関係を確認するものとする。

(3) 主管課は、警察証明の申請を受理する際、申請者又はその代理人が当該証明に係る適当な者であることを確認するとともに、証明申請の目的、証明書の提出先等を確認するものとする。ただし、申請事項が証明できない事項である場合は、不受理するとともに、申請者等にその理由を説明し、理解を得られるように努めるものとする。

(4) 申請事項を審査した結果、次に掲げる事項が確認できた場合には、速やかに発給者の公印を押印した別記様式第2号の証明書を交付するものとする。この場合において、当該証明書の加除訂正部分及び余白の斜線部分についても公印を押印して不正な追加記入の防止を図るとともに、添付書類により証明書の枚数が2枚以上になるときは、契印により当該証明書の証明事項のつながりを明確にするものとする。

ア 当該事実又は届出受理に関する事項に相違ないこと。

イ 7の警察証明の発給要件に該当すること。

ウ 8の警察証明の拒否事由に該当しないこと。

(5) 警察証明に係る手数料の額については、長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）の規定（事実の証明手数料）に基づくものとする。

(6) 警察証明に係る手数料は発給時に徴収するものとし、その徴収要領については「長崎県収入証紙の廃止及びキャッシュレス決済の開始について（通知）」（令和6年12月4日付け崎会（出）第163号）によるものとする。

(7) 郵送等による申請を受け付けたときは、申請事項を審査し、証明書の発給が可能な場合に限り、申請者に納入通知書兼領収証書を郵送し、申請者からの現金書留により返信料及び領収印が押印された納入通知書兼領収証書を送付させ、発給した証明書を返信するものとする。

なお、送付された納入通知書兼領収証書は、証明申請書に貼り付けるなどして保管するものとする。

(8) 警察証明の発行部数は、提出先の件数の範囲内にとどめるものとする。

10 警察証明の受理及び発給の記録

主管課は、申請の受理及び証明書の発給の記録を別記様式第3号の警察証明受理・発給記録簿に記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

なお、同記録簿は、警察本部にあつては各所属に、警察署にあつては警務課に備え付け、証明申請書とともに5年間保存するものとする。

別表第 1（7 関係）

種 類	証 明 要 件
身柄拘束（留置、勾留等）証明	警察署の留置施設に留置した場合
警察出頭（呼出し）証明	警察に出頭（呼出し）した場合

備考 発給に当たっては、本文中の 7 及び 8 に従って個々に判断すること。

別表第 2（7 関係）

品 目	使 用 目 的	証 明 書 提 出 先
在留カード	左記品目を紛失し、又は盗難に遭った場合の再交付申請	入国管理局
特別永住者証明書		市区町村
旅券	左記品目を紛失し、又は盗難に遭った場合の発行申請	都道府県 市区町村
雑損控除対象物件	盗難、横領による損失が生じた場合（税務署が対象としないときを除く。）の雑損控除申請	税務署
有価証券等	小切手、約束手形、為替手形等を紛失し、又は盗難に遭い所在不明である場合の公示催告の申立て	簡易裁判所

備考

- 1 発給に当たっては、本文中の 8 に従って個々に判断すること。
- 2 雑損控除の対象となるためには、その物件及び損失に至った原因により税務署が判断することとなるので、証明書を発給する前に雑損控除に当たるか否かの照会を行い、雑損控除の対象とならないことが明らかであれば、証明書は発給しないこと。

別表第 3（7 関係）

品 目	使 用 目 的	証 明 書 提 出 先
車両（道路運送車両法でいう小型自動車（三輪以上）以上）	盗難等により車両が所在不明となった場合の抹消登録申請	運輸支局 検査登録事務所
	盗難等により車両が所在不明となった場合の自動車税の課税保留申請（通常、運輸支局の抹消登録データにより自動的に行われるが、抹消登録をしない場合は、申請することにより、次年度から保留される。）	都道府県税事務所
上記以外の小型自動車（二輪車）、軽自動車、原動機付自転車	盗難等により車両が所在不明となった場合の軽自動車税等の課税保留申請	市区町村

備考 発給に当たっては、本文中の 7 及び 8 に従って個々に判断すること。

証 明 申 請 書

年 月 日

殿

申請者

住所

職業

氏名

年 月 日生（ 歳）

電話番号

☐ 事 実

下記の についての証明を申請します。

☐ 届出をしたこと

記

1 証明申請の内容

2 証明申請の目的及び証明書の提出先

3 代理人（本人の場合は記載の必要なし）

住所

職業

氏名

年 月 日生（ 歳）

電話番号

証明書番号 第 号

証 明 書

年 月 日

(申請者)
住所
氏名

様

印

- ☐ 事 実
- 下記の を証明します。
- ☐ 届出を受理したこと

記

別記様式第3号（10関係）

警察証明受理・発給記録簿

受理月日 受理番号	証明 有無	証明月日 証明書番号	申請者氏名 (代理人)	証 明 事 項	手数料 有 無	備 考

備考

- 1 受理番号は、会計年度ごとに1番（第1号）から採番すること。
- 2 証明書番号は、証明書を発行したものについて、会計年度ごとに1番（第1号）から採番すること。